

また、合格基準については、これまでの合格基準の方針を踏まえつつも、国民の期待に十分応え得る高い資質を具有しているか否かを、より適切かつ厳正に評価し得るものでなければならない。

II 改善すべき事項

(1) 出題基準

<大・中・小項目の位置付け>

出題範囲を詳細に限定することによる出題の画一化が懸念されることから、大・中項目については、近接あるいは重複している項目を包括し、小項目は「必修の基本的事項」を除き、必要最小限に整理すべきである。

<ブループリント>

各領域の出題割合を明示するブループリントをより詳細にするとともに、その設計に際しては、臨床で経験する頻度の高低を考慮すべきである。

<基礎領域の位置付け>

基礎領域については、臨床との関連性を踏まえた内容となるよう具体的な出題方法を検討すべきである。特に、「歯科材料・生体材料」については、臨床の各領域で関連する問題が出題されるよう領域の位置付けの見直しを検討すべきである。

<社会的課題への対応>

少子高齢化の進展や疾病構造等の変化を踏まえ、口腔と全身との関わりや高齢者・全身疾患有する者等への対応、歯科疾患の予防管理等について内容を充実し、また、直近の社会保障制度等に関する内容についても出題範囲に含める等、出題基準の柔軟な運用を図るべきである。

なお、これらの内容が適切に出題されるよう、試験委員会の構成を検討すべきである。

(2) 出題方法等

<出題総数等>

出題総数は現行の365題を維持するが、必修問題数は「必修の基本的事項」を重視する観点から出題総数の2割程度に増加し、一般問題数を減少させるべきである。